添付書類一覧表

・該当する書類をすべて提出してください。
・住民票、戸籍謄本、(非)課税証明書等の証明書類は、届出日から 90 日以内に発行されたものを提出してください。
・状況に応じて、以下の添付書類とは別に追加の書類を依頼することもありますので、あらかじめご了承ください。

・認定対象者：配偶者（内縁関係を除く）　……P.2
・認定対象者：子供（内縁関係の配偶者の子を除く）　……P.3
・認定対象者：父・母　……P.5
・認定対象者：その他（内縁関係の配偶者を含む）　……P.7
・認定対象者と別居の場合　……P.9

認定対象者：配偶者（内縁関係を除く）

① **婚姻による場合** → 婚姻日及び同居日のわかるもの

↳ ・「婚姻届受理証明書(写)」または「戸籍謄本全部事項証明(写)」
・「世帯全員の住民票(写)」

② **離職による場合** → 離職日のわかるもの

↳ ・「退職証明書」、「離職票-1」、「離職票-2」、「源泉徴収票(退職日が記載されたもの)」のいずれかの写し。自営業の場合は「廃業届出書(写)」

③ **給付金の受給終了による場合** → 給付金の受給終了がわかるもの

↳ ・「雇用保険受給資格者証(両面) (写)」※支給終了の印字のあるもの
または「傷病(出産)手当金支給決定通知書(写)」※満了日のわかるもの

④ **収入減による場合** → 収入基準を超えないようになった日がわかるもの

↳ ・「雇用契約書(写)」等

⑤ **同居による場合** → 同居日のわかるもの

↳ ・「世帯全員の住民票(写)」

<table>
<tr><td>収入あり</td><td>
① 給与収入がある場合

↳ ・「(非)課税証明書(写)」

・「直近 3 ヵ月分の給与明細書(写)」または「給与支払証明書(写)」

② 事業収入、不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入がある場合

↳ ・「(非)課税証明書(写)」

・「確定申告書（写)」

・「青色申告決算書（写)」または「収支内訳書(写)」

③ 年金収入がある場合（障害年金・遺族年金を含む）

↳ ・「(非)課税証明書(写)」

・「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し
</td></tr>
<tr><td>収入なし</td><td>
「(非)課税証明書(写)」

収入金額が”0 円”と記載されているもの

0 円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている等の可能性があるため、状況に応じた別の書類(退職証明書等)を提出してください。
</td></tr>
</table>

※別居の場合は P.9 へ

認定対象者：子供（内縁関係の配偶者の子を除く）

① 離職による場合 → 離職日のわかるもの

↳ ・「退職証明書」、「離職票-1」、「離職票-2」、「源泉徴収票(退職日が記載されたもの)」のいずれかの写し。自営業の場合は「廃業届出書(写)」

② 給付金の受給終了による場合 → 給付金の受給終了がわかるもの

↳ ・「雇用保険受給資格者証(両面)（写)」※支給終了の印字のあるもの
または「傷病(出産)手当金支給決定通知書(写)」※満了日のわかるもの

③ 収入減による場合 → 収入基準を超えないようになった日がわかるもの

↳ ・「雇用契約書(写)」等

④ 同居による場合 → 同居日のわかるもの

↳ ・「世帯全員の住民票(写)」

⑤ 被保険者が配偶者と離婚・死別・別居した場合 → その事柄が記載されているもの

↳ ・「戸籍謄本全部事項証明(写)」、「離婚届受理証明書(写)」、「死亡届(写)」、「世帯全員の住民票(写)」等

⑥ 夫婦が共働きの場合（夫婦共同扶養）で扶養者を変更する場合 → 配偶者よりも収入が上回ったことがわかるもの

↳ ・配偶者の「(非)課税証明書(写)」
・ 〃 「直近３ヵ月分の給与明細書(写)」
・ 〃 「直近の源泉徴収票(写)」
・ 〃 「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し

（配偶者が自営業の場合）
・「確定申告書(写)」
・「青色申告決算書(写)」または「収支内訳書(写)」

※配偶者の離職による認定の場合は、「配偶者の離職日のわかるもの(写)」、「認定対象者(子供)の健康保険資格喪失証明書(写)」

出生児 〜 中学生	・「世帯全員の住民票(写)」　※被扶養者届に個人番号を記載した場合は、添付省略可
高校生以上の学生	**① 「学生証(表裏)（写)」または「在学証明書(写)」** **② 定時制・通信制の場合** ↳ ・「(非)課税証明書(写)」 ・「直近３ヵ月分の給与明細書(写)」または「給与支払証明書(写)」

<table>
<tr><td>高校生以上の学生</td><td>③　事業収入、不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入がある場合
↳　・「確定申告書（写)」
・「青色申告決算書（写)」または「収支内訳書(写)」
④　障害年金収入がある場合
↳　・「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し</td></tr>
<tr><td>学生以外</td><td>①　収入がない場合
↳　・「(非)課税証明書(写)」
収入金額が”0 円”と記載されているもの
0 円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている等の可能性があるため、状況に応じた別の書類(退職証明書等)を提出してください。
②　給与収入がある場合
↳　・「(非)課税証明書(写)」
・「直近 3 ヵ月分の給与明細書(写)」または「給与支払証明書(写)」
③　事業収入、不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入がある場合
↳　・「(非)課税証明書(写)」
・「確定申告書（写)」
・「青色申告決算書（写)」または「収支内訳書(写)」
④　障害年金収入がある場合
↳　・「(非)課税証明書(写)」
・「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し</td></tr>
</table>

※別居の場合は P.9 へ

認定対象者：父・母

【必須】被保険者と認定対象者との続柄が確認できるもの

↳ ・「戸籍謄本全部事項証明(写)」、「世帯全員の住民票(写)」等

・ほかに同居している方の収入確認書類（すでに当健保組合の被扶養者になっている方を除く）

① 認定対象者の配偶者との離婚・死別・別居による場合 → その事柄が記載されているもの

↳ ・「戸籍謄本全部事項証明(写)」、「離婚届受理証明書(写)」、「死亡届(写)」、「世帯全員の住民票(写)」等

② 離職による場合 → 離職日のわかるもの

↳ ・「退職証明書」、「離職票-1」、「離職票-2」、「源泉徴収票(退職日が記載されたもの)」のいずれかの写し。自営業の場合は「廃業届出書(写)」

③ 給付金の受給終了による場合 → 給付金の受給終了がわかるもの

↳ ・「雇用保険受給資格者証(両面) (写)」※支給終了の印字のあるもの
または「傷病(出産)手当金支給決定通知書(写)」※満了日のわかるもの

④ 収入減による場合 → 収入基準を超えないようになった日がわかるもの

↳ ・「雇用契約書(写)」等

⑤ 同居による場合 → 同居日のわかるもの

↳ ・「世帯全員の住民票(写)」

収入あり	**① 給与収入がある場合** ↳ ・「(非)課税証明書(写)」 ・「直近３ヵ月分の給与明細書(写)」または「給与支払証明書(写)」 **② 事業収入、不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入がある場合** ↳ ・「(非)課税証明書(写)」 ・「確定申告書（写)」 ・「青色申告決算書（写)」または「収支内訳書(写)」 **③ 年金収入がある場合（障害年金・遺族年金を含む）** ↳ ・「(非)課税証明書(写)」 ・「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し

収入なし	「(非)課税証明書(写)」 収入金額が”0 円”と記載されているもの 0 円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている等の可能性があるため、状況に応じた別の書類(退職証明書等)を提出してください。

※別居の場合は P.9 へ

認定対象者：その他（内縁関係の配偶者を含む）

【必須】被保険者と認定対象者との続柄が確認できるもの

↳ ・「戸籍謄本全部事項証明(写)」、「世帯全員の住民票(写)」等

・ほかに同居している方の収入確認書類（すでに当健保組合の被扶養者になっている方を除く）

① 内縁関係の場合 → 双方の配偶者の有無が確認できるもの

↳ ・双方の「戸籍謄本全部事項証明(写)」

② 離職による場合 → 離職日のわかるもの

↳ ・「退職証明書」、「離職票-1」、「離職票-2」、「源泉徴収票(退職日が記載されたもの)」のいずれかの写し。自営業の場合は「廃業届出書(写)」

③ 給付金の受給終了による場合 → 給付金の受給終了がわかるもの

↳ ・「雇用保険受給資格者証(両面)（写)」※支給終了の印字のあるもの
または「傷病(出産)手当金支給決定通知書(写)」※満了日のわかるもの

④ 収入減による場合 → 収入基準を超えないようになった日がわかるもの

↳ ・「雇用契約書(写)」等

⑤ 同居による場合 → 同居日のわかるもの

↳ ・「世帯全員の住民票(写)」

収入あり	**① 給与収入がある場合** ↳ ・「(非)課税証明書(写)」 ・「直近３ヵ月分の給与明細書(写)」または「給与支払証明書(写)」 **② 事業収入、不動産収入、利子収入、株式投資等の配当金等の収入がある場合** ↳ ・「(非)課税証明書(写)」 ・「確定申告書（写)」 ・「青色申告決算書（写)」または「収支内訳書(写)」 **③ 年金収入がある場合（障害年金・遺族年金を含む）** ↳ ・「(非)課税証明書(写)」 ・「年金額改定通知書」、「年金振込通知書」、「年金見込額照会回答票」のいずれかの写し

収入なし	「(非)課税証明書(写)」 収入金額が”0 円”と記載されているもの ０円以外の金額が記載されている場合は、現在も継続して働いている等の可能性があるため、状況に応じた別の書類(退職証明書等)を提出してください。

認定対象者と別居の場合

※P.2～P.8 までの添付書類のほかに、次の書類も必要となります。

別居理由	添付書類
会社都合による別居	・「単身赴任証明書(原本)」または「辞令(写)」
学校に在学	・「学生証(表裏) (写)」または「在学証明書(写)」 ・「認定対象者の居住地が確認できる書類(住民票、入寮証明書、賃貸借契約書 等) (写)」
その他自己都合による別居	・「マイナンバーのみ省略された世帯全員の住民票(写)」 ・「仕送り状況がわかる書類(金融機関の振込書の控え等) (写)」 ・ほかに同居している方の収入確認書類 ※認定後、生計維持確認のため毎月当健保組合あてに「仕送り状況がわかる書類（金融機関の振込書の控え等(写)）を FAX または郵送していただく必要があります。